

カラオケ事業者交流会2023開催

賀詞交歓会でアフターコロナに向け意見交換



▲年頭の挨拶をする 当協会 佐久間会長



▲祝辞をいただいた 経済産業省
梅澤 課長補佐



新春の賀詞交歓会「カラオケ事業者交流会2023」が1月17日、京王プラザホテル(東京都新宿区)にて3年ぶりに開催されました。当日は新年にふさわしく、関係省庁をはじめ、協賛メーカー各社、そして関係団体からも多数のご来場をいただき、多くの会員がアフターコロナに向けて積極的な意見を交わす場となりました。

て、3年ぶりの集まりとなりました。賀詞交歓会が行われました。始めに、佐久間会長が「3年の月日が経過し、今日こうして皆様方と新年を迎えることを大変嬉しく感じています。この3年間、業界は非常に厳しかった。ただ2022年度は協会事業を通常時に戻して、地区懇談会、著作権講習会、スキルアップ講習などを行つた。中でも政府の景気浮揚策実行時に行つた「歌つてラッキー」や「ヤンペー」「GOTOカラオケ」など市場活性化事業に力を入れ、もう一度カラオケに足を向けてもらおうと努力を積み重ねた。

2023年はコツコツと草の根を掘り起こす活動を行い、2019年のような盛り上がりをこの業界に取り戻すために努力してまいりたい」と年頭の挨拶。

続いて来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課、梅澤隼課長補佐様から「カラオケ業界の市場活性策として、昨年は「GOTOカラオケ」を実施されビジネス層に着させるなど、カラオケ呼び起こし、カラオケに行くのが当たり前を定めました。始めに、佐久間会長が「3年の月日が経過し、今日こうして皆様方と新年を迎えることを大変嬉しく感じています。この3年間、業界は非常に厳しかった。ただ2022年度は協会事業を通常時に戻して、地区懇談会、著作権講習会、スキルアップ講習などを行つた。中でも政府の景気浮揚策実行時に「歌つてラッキー」や「ヤンペー」「GOTOカラオケ」など市場活性化事業に力を入れ、もう一度カラオケに足を向けてもらおうと努力を積み重ねた。

2023年はコツコツと草の根を掘り起こす活動を行い、2019年のような盛り上がりをこの業界に取り戻すために努力してまいりたい」と年頭の挨拶。

続いて来賓を代表して、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課、梅澤隼課長補佐様から「カラオケ業界の市場活性策として、昨年は「GOTOカラオケ」を実施されビジネス層に着させるなど、カラオケ呼び起こし、カラオケに行くのが当たり前を定めました。始めに、佐久間会長が「3年の月日が経過し、今日こうして皆様方と新年を迎えることを大変嬉しく感じています。この3年間、業界は非常に厳しかった。ただ2022年度は協会事業を通常時に戻して、地区懇談会、著作権講習会、スキルアップ講習などを行つた。中でも政府の景気浮揚策実行時に「歌つてラッキー」や「ヤンペー」「GOTOカラオケ」など市場活性化事業に力を入れ、もう一度カラオケに足を向けてもらおうと努力を積み重ねた。

2023年はコツコツと草の根を掘り起こす活動を行い、2019年のような盛り上がりをこの業界に取り戻すために努力してまいりたい」と年頭の挨拶。

今年は十干十一支の癸卯（みずのとう）であり、これまでの努力が実を結び勢いよく成長し、飛躍するような年になると言われています。協会の皆様のコロナ禍における様々な取り組みが糧となり飛躍する年にしていただければと存じます。」との言葉を頂きました。

続いて、文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室、木南秀隆室長補佐様より次のご挨拶をいただきました。

「コロナ禍におきまして3年ぶりにこうした交流会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症においては、私たちの生活は一変してしまい、未だにその影響が続いているますが、その様な中でも音楽は私たちに安らぎと勇気明日への希望を与えてくれるもの

だと考えております。
それゆえにカラオケ事業を通じた音楽コンテンツの伝え手としても皆様方の役割はますます重要な役割はますます重要になつてきており、著作権管理団体への協力に深く敬意を表するところであります」との言葉を頂きました。

ご来賓の皆様のご紹介の後、一般社団法人日本音楽著作権協会・増田裕・常務理事様に乾杯の音頭をおとりいただき、3年ぶりの祝宴がスタートしました。場内ではあちらこちらに談笑の輪が拡がり、各テーブルでアフターコロナに向けた業界対応について熱い意見交換が行われました。

中締めには、毛利副会長が登壇し、博多一本締めで今年一年の飛躍を願いました。

カラオケ事業者交流会2023
ご来賓の皆様

(順不同)

- 経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課
課長補佐:梅澤 隼 様
 - 文化庁長官官房 著作権課 著作物流通推進室
室長補佐:木南 秀隆 様
 - 一般社団法人 日本音楽著作権協会
常務理事:増田 裕一 様
 - 一般社団法人 日本音楽健康協会
代表理事:戸塚 圭介 様
 - 一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会
理事長:仲間 信男 様
 - 一般社団法人 カラオケ使用者連盟
理事長:梶 喜代三郎 様
 - 株式会社 第一興商
代表取締役社長:保志 忠郊 様
 - 株式会社 エクシング
代表取締役社長:水谷 靖 様
 - 株式会社 ワキタ
代表取締役社長:駒田 虎一 様

政府が進める業種別の感染拡大予防ガイドラインを日本カラオケボックス協会連合会、カラオケ使用者連盟、全国カラオケ事業者協会のカラオケ3団体で令和2年5月25日に策定し、令和3年6月4日と11月9日、そして令和4年12月16日に専門家の新たな知見に基づき改訂した。

この度、令和5年2月10日付で新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定した「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針に則り、改めてカラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場が感染症に対して安全で安心であるためのガイドラインとして改訂を行った。以下、改訂版は内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策ホームページ」へも併せて発表されている。

ガイドライン改訂に伴い、ガイドライン実施宣言ステッカー「チェックリスト」も変更となった。https://www.karaoke.or.jp/guidelines_checklist/にて確認いただき、新しいガイドラインに沿った感染予防対策の実践を推進願いたい。この度のガイドライン主な改訂箇所を下記する。

4.事業実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

令和2年5月4日提言等に基づく感染拡大防止対策を徹底することが重要であり、例えば、「三つの密」を、適切な室内換気や利用者誘導、身体的距離の確保によって避けることが前提である。

飲食は、真正面での着座配置をしないなど、座席の間隔ができるだけ1m以上確保するか、換気に注意をした上でパーティション等の設置を検討するものとする。

「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業実施の検討を行うこととする。

○高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い利用者に対して、より慎重で徹底した対応を検討する。

②利用者の安全確保のために実施すること

ア) 入店時

○入店時に利用者に対して検温等を行い、発熱や咳等の異常が認められる場合は【入店利用をお断りさせていただくことに理解を求める】を周知する。

○店舗入口や手洗い場所等に、手指消毒剤（消毒用アルコール等）を用意し、入店時に手指消毒を促す。

○変異株の拡大を踏まえ、飲食中以外は隙間ができないようにするなど正しいマスクの着用をお願いすると共に、定期的な手洗いや手指消毒を促す。

○接触感染及び飛沫感染を防止するため、身体的距離を確保することが重要であることを理解してもらう。

イ) 室内への案内時

○家族等の特定の利用者毎に案内する。

○上記の場合であっても、十分な身体的距離を確保することができない場合は、分散利用を促す。

○歌唱に際して、【十分な身体的距離（1m以上）を対人間の距離をできるだけ2mとり、それない場合はマスクの着用を推奨し、座席間隔についても人と人が触れ合わない距離をとるよう真正面で着座しないなど、座席の距離をできるだけ1m以上確保するよう】理解してもらう。

○聞く側のマナーとして会話を控え、マスクを着用している場合であっても大声に出さず、会話を短く切り上げるよう理解を求める。

○設定音量での使用を促し、必要以上に音量を上げないことに理解を求める。

【カラオケボックス以外の飲食店】

○グループ間は【できるだけ人と人が触れ合わない距離】テーブルを換気を妨げないように注意した上でパーティション等で区切るか、できるだけ1m以上の間隔を空ける。

○同一テーブルは真正面での着座配置をしないなど、カウンター席も含め、【人と人が触れ合わない距離をとるよう理解してもらう】適度な座席間隔（できるだけ1m以上）を確保するか、パーティション等で区切る。

○歌唱に際しては、対人間の距離をできるだけ2mとり、それない場合はマスクの着用を推奨する。

○法令を遵守した換気設備により、必要換気量（毎時30m³/人）を確保する。窓の開放による換気の場合は、30分に1回、5分以上、2方向の窓を開閉するなどして十分な換気を行う。

ウ) 接客対応

○室内清掃時は、換気を行うとともにマイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒する。

【カラオケボックス以外の飲食店】

○利用者と従業員は【触れ合わない距離を確保する】できるだけ常にマスクを着用して歌唱や会話をを行う。

エ) 会計

○会計時に現金やクレジットカード等の受け渡しが発生する場合には手指消毒を適時行う。

③従業員の安全確保のために実施すること

○従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

○従業員の平熱体温を登録し、勤務時に検温を促し、異常時には【するものとする】当該個人の平熱から概ね+0.5°C以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関への受診を促す。また、【体調が悪い場合には出勤せず自宅療養とする】職場における検査の更なる活用を次の通り奨励する。

・普段から健康細胞アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。

・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養すること。

・出勤後に体調が悪い場合や発熱などの体調不良を訴えた場合は、抗原簡易キット等を活用して検査を実施すること。

・抗原簡易キット等での検査結果が陽性であった場合、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施すること。

・抗原簡易キット等の購入にあたっては、(1) 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、(2) 国が承認した抗原簡易キットを用いることとし、具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/content/000819050.pdf>

（令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）

○咳エチケット、マスクの着用、手洗いや手指消毒を徹底して実施する。

○感染した従業員及び濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。

④施設管理

ア) 施設内

○清掃、消毒及び換気を行ふ。徹底的に実施する。

○ドアノブ等の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等）の消毒対策を行ふ。徹底する。

○清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を奨励徹底する。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行う。

イ) 従業員スペース

○食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは会話を控え、会話する場合はマスクを着用する。対面での飲食や会話を回避するよう促す。

○常時換気を行う。

○テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

○入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

○厨房の調理設備・器具は清潔に保ち、作業前後の手洗いや手指消毒を行ふ。徹底する。

ウ) トイレ

○平特定多数の手が触れる場所は、定期的に清掃、消毒を行う。

○ハンドドライヤーは適切な方法により定期的に清掃されていることを確認する。ペーパータイプや個人用のハンカチの利用も促し、液体石鹼、手指消毒剤等を準備する。

⑤その他

○直接手で触れる施設・店舗内設備については、定期的に消毒する等の感染防止対策を行っている。利用者に対しても、触れる前に消毒を行うこと等の注意喚起を行う。

○特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないための措置を講じる。

○利用者が公用部で大声を出したり、飲食等をしないよう、注意喚起を行う。

○感染が【疑われる者が発生した】確認された場合、次の通り対応する。

— 速やかに別室あるいは施設・店舗外へ誘導する。

— 対応する従業員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

— 特に高齢者や基礎疾患を有するもの、妊娠等の重症化リスクが高い者には、医療機関の受診を促す。

— 上記以外の者で症状が軽い場合には、地域の健康フォローアップセンターへの登録を促す。

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、業種別ガイドライン

(カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス等感染症についての予防拡大ガイドライン)を改訂

令和5年3月6日改訂

※本文 [] 部が主な改訂(=は削除部を示す)

本ガイドラインは、政府の緊急事態宣言発出に伴う休業要請以降、営業を自粛し厳しい状況下にあるカラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場である施設や店舗が事業継続に向けた取り組みを実施する際の一助として、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟及び一般社団法人全国カラオケ事業者協会の三団体が協力して作成したものであります。ストレスを発散し、心身共に健康に役立つはずのカラオケ歌唱が感染症拡大に繋がることなく、飲食とともに安全に提供し得るよう、本ガイドラインは、施設及び店舗事業者が本格的に事業を実施するにあたり、必要な取り組みを提示するものです。**令和5年5月8日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施されている住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置が終了された以降、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場である施設や店舗が安全で安心であり続けるよう、三団体で継続して実践して参ります。**

1.はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月21日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

まず最初に、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場合は、本ガイドラインの内容を適切に実践することによって、適切な換気設備を備えた空間(部屋)であり、人と人の距離を十分に確保された場所となり、感染症対処方針に示す①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件をいずれも回避することが可能です。

また、歌唱する場ではあるものの、本ガイドラインによる感染症予防対策を講じることにより、「人混みや近距离での会話、特に大きな声を出すことによる感染のリスク」が低減する施設・店舗となることを目指し、「入場者の誘導」「手洗いの徹底や手指消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行い、基本的な感染対策の徹底等を、施設や店舗管理者に対して強く働きかけを行うものであります。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「新しい生活様式」の実践例」、「緊急事態措置の維持及び緩和等に関する(令和2年5月4日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日)、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について(令和2年5月14日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」及び「感染リスクが高まる『5つの場面』」(新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定しました。また、本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所 岡部信彦所長(新型コロナ対策専門家会議メンバー)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成しました。

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場を管理・運営する者(以下、「施設管理・運営者」という。)は、**対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で**、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」「リスク評価」及び「事業実施に際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設・店舗形態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められます。

事業を実施するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応してください。なお、本ガイドラインの内容は、今後の各地域の感染状況や対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し改訂を行います。

令和3年2月25日の新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された飲食業における感染症対策のあり方に関する提言などを参考に、本ガイドラインの内容を令和3年6月4日付にて一部改訂し、また、感染力の強い変異株を前提にした見直しを令和3年11月9日に加えました。**更にこの度「Withコロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部)が示された**

二に基づき「令和4年12月16日改訂し、この度、「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部が示されたことから、令和5年3月13日以降の新型コロナウイルス等感染症についての予防ガイドラインとしての内容に**二**感染拡大防止と社会経済活動の両立を踏まえた内容へと更に一部改訂を加えました。

2.感染防止のための基本的な考え方

施設管理・運営者は、施設・店舗の規模等を十分に踏まえ、施設・店舗内及びその周辺地域において、当該施設・店舗の従業員(以下、「従業員」という。)及び施設・店舗に来る入場者(以下、「利用者」という。)への新型コロナウイルス等感染症を予防の感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

二カラオケ歌唱に際しては、機器の消毒と適切な**身体的距離を確保**距離確保を徹底し、更には①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)を、備えた設備による適切な換気等を行い、人と人の距離を十分に確保することにより避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3.リスク評価

施設管理・運営者は、**変異株の拡大も踏まえ**、新型コロナウイルス等の主要な感染経路である①接触感染、②飛沫感染及びエアロゾル感染のそれぞれについて、従業員や利用者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、事業実施に伴って、③地域における感染状況を把握した上で、そのリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

○ドアノブ等の利用者の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等)の消毒対策を**行う**徹底する。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

②飛沫感染及びエアロゾル感染のリスク評価

○室内の適切な換気を行う。歌唱者間は**十分な身体的距離(1m以上)をできるだけとること**の距離が2m取れない場合はマスクを着用しての歌唱を推奨する。
○室内の座席空間は、**人と人が触れ合わない距離になる**真正面での着座配置をしないなど、できるだけ1m以上離けるよう椅子の配置を心掛ける。
○施設内では法令を遵守した換気設備による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上あるいは室温が下がらない範囲で常時窓開け等の工夫)を行う。また**窓を開ける**徹底する。更に必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1,000ppm以下(機械換気の場合、窓開け換気の場合は目安)を維持することが望ましい。換気の補助としてフィルター式空気清浄機や送風機等の併用も検討する。
○マスク着用については、個人の判断に委ねることを基本とする(令和5年2月10日付 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)**適切なマスク着用(品質の確かな、できれば不織布を着用)や、飲食時等マスクなしの状態では会話を控える**ことを促す。マスク着用法について、例えば厚生労働省HP「マスクの着用の考え方の見直し等」について参照。

③地域における感染状況のリスク評価

○施設・店舗が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性があることに留意する。

